

# 名古屋市公報

平成19年11月21日号

第735号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
発行所 名古屋市役所  
電話 [052] 972-2246  
編集兼 名古屋市総務局  
発行人 行政システム部法制課長

目次 [ページ](#)

## 規則

- 名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則  
(財政・主税課) (第141号) 4

## 告示

- 名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理審議会委員選挙の当選人について (住都・下之一色都市整備事務所) (第426号) 9
- 名古屋市荒池北土地区画整理組合の理事の退任の届出  
(住都・区画整理課) (第427号) 10
- 名古屋市議会定例会の招集について (総務・総務課) (第428号) 11
- 名古屋市赤松土地区画整理組合の事業計画の変更認可  
(住都・区画整理課) (第429号) 12
- 道路位置の指定 (住都・建築審査課) (第430号) 13
- 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務  
(緑土・自転車駐車対策室) (第431号) 14
- 名古屋都市計画道路の変更 (住都・街路計画課) (第432号) 15
- 事後調査計画書(工事完了後) (環境・環境影響評価室) (第433号) 17
- 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第434号) 19
- 名古屋市大高中部土地区画整理組合の換地処分公告  
(住都・区画整理課) (第435号) 23
- 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について  
(緑土・緑地管理課) (第436号) 24

## 選挙管理委員会告示

- 補欠選挙の事由発生について (第20号) 25
- 名古屋市議会議員中村区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録日等について (第21号) 26

## 教育委員会告示

- 名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について (第38号) 27
- 個人演説会等に係る公営施設設備及び費用額について (第39号) 28

## 上下水道局告示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第12号) 29

## 交 通 局 管 理 規 程

- 初任給、昇格及び昇給等に関する規程及び初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正 (第39号) 44
  - 乗合自動車乗車料条例施行規程及び高速電車乗車料条例施行規程の一部改正 (第40号) 45
- 

## 公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告 (市経・地域商業課) 46
  - 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課) 49
  - 公告 (農業委員会農地部会の開催) (農業委員会) 52
-

## 規 則 の あ ら ま し

### ○ 名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則（第 141号）

#### 1 改正内容

- (1) 地方税法（昭和25年法律第 226 号）の一部改正に伴い、法人の市民税に係る減免について、規定の整備を行います。（第13条関係）
- (2) 郵政民営化法（平成17年法律第97号）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第 102 号）の制定に伴い規定の整理を行います。（第 3 条の 5、第27号様式、第27号様式の 2、第27号様式の 4、第28号様式、第51号様式、第63号様式、第73号様式、第78号様式の 2 及び第86号様式関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月12日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 141 号

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の5ただし書中「郵便振替法（昭和23年法律第60号）第27条に規定する払込書」を「市長の指定する方法」に改める。

第13条第1項の表4の項及び5の項市民税を減免する必要があると認められる者の欄中「収益事業」の次に「又は法人課税信託の引受け」を加える。

第27号様式（その1）及び第27号様式（その2）中「㊦」を削り、

「

	加入者 名古屋市	口座番号
--	-------------	------

」を  
「

--

」に改め、

「

加入者	名古屋市
口座番号	

を削り、

」

「

指 金 機 関 名	(取りまとめ店) → 銀行 店
取 り ま と め 局	

を

」

「

--	--

に改め、「郵便局」を削る。

」

第27号様式の2中「㊤」を削り、

「

通 知 書 番 号	発行番号	加入者	口座番号
		名古屋市	

を

」

「

--

に改め、

」

「

加入者	名古屋市
口座番号	

を削り、

」

「

指 金 機 関 名	(取りまとめ店) → 銀行 店
取 り ま と め 局	

を

」

「

--	--

に改め、「郵便局」を削る。

」

第27号様式の4中

「

		ⓐ	
加入者	名古屋市		

を削り、

」

「

指定金融 機関名	(取りまとめ店) → 銀行 店
取りまとめ局	

を

」

「

--	--

に改め、「又は郵便局」を削り、同

」

様式備考第1項中「及び名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）第48条の2に規定する日本郵政公社の自動払込みの方法」を削る。

第28号様式及び第51号様式（その1）から第51号様式（その4）までの規定中「及び名古屋市会計規則第48条の2に規定する日本郵政公社の自動払込みの方法」を削る。

第63号様式中「ⓐ」を削り、

「

	加入者 名古屋市	口座番号
--	-------------	------

を

」

「  

--

に改め、  
」

「  

加入者	名古屋市
口座番号	

を削り、  
」

「  

指 定 金 融 機 関 名	(取りまとめ店) → 銀行 店
取 り ま と め 局	

を  
」

「  

--	--

に改め、「郵便局」を削る。  
」

第73号様式、第78号様式の2及び第86号様式中

「  

	Ⓧ	
加入者	名古屋市	

を削り、  
」

「  

指 定 金 融 機 関 名	(取りまとめ店) → 銀行 店
取 り ま と め 局	

を  
」

「  

--	--

に改め、「又は郵便局」を削る。  
」

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市市税条例施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の名古屋市市税条例施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市告示第 426号

名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理審議会委員選挙の  
当選人について

平成19年11月11日執行の名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理審議会委員の選挙の当選人を土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第4項の規定により、次のとおり定めました。

平成19年11月12日

名古屋市長 松原武久

1 宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

氏名 (法人にあつては その名称)	住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
浅間社	名古屋市中川区下之一色町南ノ切20番地
高坂一夫	名古屋市中川区下之一色町字三角61番地
森守	名古屋市中川区下之一色町字三角63番地
森卓雄	名古屋市港区当知四丁目2007番地
下之一色町南協議会	名古屋市中川区下之一色町字三角新川堤防外法25番地 1先
尾崎政勝	名古屋市緑区亀が洞二丁目1517番地の7

2 宅地について借地権を有する者の中から選挙される委員の当選人

氏名	住所
服部唯夫	名古屋市港区多加良浦町5丁目1番地の1
山田繁久	名古屋市中川区下之一色町字三角67番地

名古屋市住宅都市局市街地整備部下之一色都市整備事務所

名古屋市告示第 427 号

名古屋市荒池北土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1 項の規定により、名古屋市荒池北土地区画整理組合から次のとおり理事の退任の届出がありました。

平成19年11月13日

名古屋市長 松 原 武 久

氏 名	住 所
伊 東 基	名古屋市天白区荒池二丁目 808 番地

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 428 号

名古屋市議会定例会の招集について

平成19年11月21日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

平成19年11月14日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 429 号

名古屋市赤松土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

平成19年11月14日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 組合の名称  
名古屋市赤松土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
名古屋市緑区赤松 712 番地
- 3 設立認可の年月日  
昭和62年 4 月27日
- 4 変更認可の年月日  
平成19年11月14日

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 430号

道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

平成19年11月14日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 申請者の住所及び氏名  
名古屋市熱田区白鳥二丁目10番 1号  
サンヨーベストホーム株式会社  
代表取締役 宮崎 宗市
- 2 位置  
名古屋市昭和区萩原町 3丁目32番 2の一部
- 3 幅員及び延長  
幅員4.00メートル 延長17.314メートル
- 4 指定年月日及び番号  
平成19年11月14日 第 6号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課

名古屋市告示第 431 号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託します。

平成19年11月15日

名古屋市長 松原武久

- 1 委託する徴収事務  
名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第1項の規定により納付された自転車等の整理に要する費用の徴収事務
- 2 委託する相手方  
名古屋市中区千代田一丁目5番8号  
財団法人 名古屋市建設事業サービス財団  
理事長 杉山七生
- 3 委託期間  
平成19年11月16日から平成20年3月31日まで
- 4 対象自転車駐車場  
堀田第一自転車駐車場及び堀田第二自転車駐車場

名古屋市緑政土木局道路部自転車駐車対策室

## 名古屋市告示第 432号

### 名古屋都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第 19条第 1項の規定により、次の都市計画を変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課において一般の縦覧に供します。

平成19年11月15日

名古屋市長 松 原 武 久

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

#### 2 都市計画を定める土地の区域

名 称	起 点	終 点	主な経過地
3・5・45号 光音寺内田橋線	名古屋市北区 中切町6丁目	名古屋市南区 内田橋一丁目	名古屋市中区 栄四丁目
3・4・51号 味鋺線	名古屋市北区 楠二丁目	名古屋市北区 中味鋺二丁目	—
3・5・52号 杉村老松線	名古屋市北区 安井三丁目	名古屋市中区 新栄一丁目	名古屋市東区 白壁五丁目
3・5・120号 中村則武線	名古屋市中村区 稲上町1丁目	名古屋市中村区 椿町	名古屋市中村区 鳥居通3丁目

3・5・ 126号 岩塚牧野線	名古屋市中村区 岩上町	名古屋市中村区 太閤二丁目	名古屋市中村区 豊国通4丁目
3・5・ 150号 古渡松風線	名古屋市中川区 山王二丁目	名古屋市昭和区 恵方町1丁目	名古屋市昭和区 村雲町

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第433号

事後調査計画書（工事完了後）

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第28条第1項の規定に基づき、事業者から名古屋市清水山土地区画整理事業に係る事後調査計画書（工事完了後）の提出がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり告示するとともに、この事後調査計画書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年11月16日

名古屋市長 松原武久

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名古屋市清水山土地区画整理組合  
代表者 梶野剛司  
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字切戸山14番第44番地
- 2 対象事業の名称及び種類  
名古屋市清水山土地区画整理事業  
土地区画整理事業
- 3 対象事業の実施場所  
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字切戸山の全部  
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字畔道・字権平谷・字清水山・字神明廻間  
・字半ノ木・字又八山・字森前・字山脇・字六ヶ廻間の各字の一部  
名古屋市緑区大高町字下籠池の全部  
名古屋市緑区大高町字大根山・字籠池・字東茶屋の各字の一部
- 4 事後調査計画書の提出年月日  
平成19年11月9日
- 5 事後調査計画書の縦覧の場所、期間及び時間  
(1) 縦覧場所

- ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市環境局環境都市推進部環境影響評価室（以下「環境影響評価室」という。）  
（名古屋市役所東庁舎5階）
- イ 各区役所（以下「区役所」という。）
- ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号  
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）  
（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

平成19年11月16日から平成19年11月30日まで。ただし、環境影響評価室及び区役所にあつては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 環境影響評価室  
午前8時45分から午後5時15分まで
- イ 区役所  
午前8時45分から午後5時まで
- ウ 環境学習センター  
午前9時30分から午後5時まで

名古屋市環境局環境都市推進部環境影響評価室

名古屋市告示第 434号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正  
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

平成19年11月16日

名古屋市長 松原武久

表中

「

小原橋緑地	守山区小幡千代田、小幡宮ノ腰、小幡太田、苗代一丁目、苗代二丁目 千種区竹越一丁目、香流橋一丁目、東千種台	図面守山42の5の区域	昭和56年 4月 1日
-------	---	-------------	-------------

」

を

「

小原橋緑地	守山区小幡千代田、小幡宮ノ腰、小幡太田、苗代一丁目、苗代二丁目 千種区竹越一丁目、香流橋一丁目、東千種台	図面守山42の6の区域	昭和56年 4月 1日
-------	---	-------------	-------------

」

に、

「

大将ヶ根公園	緑区鳴海町字大将ヶ根	図面緑15の区域	昭和49年 4月 1日
--------	------------	----------	-------------

」

を

「

大将ケ根公園	緑区大将ケ根一丁目	図面緑15の区域	昭和49年 4月 1日
--------	-----------	----------	-------------

」

に、

「

大将ケ根南公園	緑区鳴海町字大将ケ根	図面緑37の区域	昭和52年 4月 1日
---------	------------	----------	-------------

」

を

「

大将ケ根南公園	緑区大将ケ根二丁目	図面緑37の区域	昭和52年 4月 1日
---------	-----------	----------	-------------

」

に、

「

大高台緑地	緑区大高台一丁目、大高台二丁目、大高町字平池下、字屏所、字平野、字馬ノ背、字小村谷、字北銭瓶	図面緑 118の2の区域	平成 2年 4月 1日
-------	--	--------------	-------------

」

を

「

大高台緑地	緑区大高台一丁目、大高台二丁目、大高台三丁目、大高町字馬ノ背、字小村谷、字北銭瓶	図面緑 118の2の区域	平成 2年 4月 1日
-------	--	--------------	-------------

」

に、

「

大将ケ根西公園	緑区鳴海町字大将ケ根	図面緑 158の区域	平成 6年 4月 1日
---------	------------	------------	-------------

」

を

「

大将ケ根西公園	緑区大将ケ根一丁目	図面緑 158の区域	平成 6年 4月 1日
---------	-----------	------------	-------------

」

に、

「

境松公園	緑区鳴海町字境松	図面緑 169の 区域	平成10年 4月 1日
------	----------	----------------	-------------

」

を

「

境松公園	緑区大将ヶ根一丁目	図面緑 169の 区域	平成10年 4月 1日
------	-----------	----------------	-------------

」

に、

「

境松南公園	緑区鳴海町字境松	図面緑 195の 区域	平成16年10月 9日
-------	----------	----------------	-------------

」

を

「

境松南公園	緑区境松二丁目	図面緑 195の 区域	平成16年10月 9日
-------	---------	----------------	-------------

」

に、

「

大高中部公 園	緑区大高町字榎峽、字 小村、字神宮戸	図面緑 202の 区域	平成17年11月 1日
------------	-----------------------	----------------	-------------

」

を

「

大高中部公 園	緑区大高台三丁目	図面緑 202の 区域	平成17年11月 1日
------------	----------	----------------	-------------

」

に、

「

大将ヶ根緑 地	緑区鳴海町字大将ヶ根	図面緑 209の 区域	平成19年 4月 1日
------------	------------	----------------	-------------

」

を

「

大将ヶ根緑 地	緑区大将ヶ根一丁目、 大将ヶ根二丁目	図面緑 209の 区域	平成19年 4月 1日
------------	-----------------------	----------------	-------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成19年11月17日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 435 号

名古屋市大高中部土地区画整理組合の換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、名古屋市大高中部土地区画整理組合から換地処分を行った旨の届出がありました。

平成19年11月16日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 436号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項及び第 3項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更します。

平成19年11月16日

名古屋市長 松 原 武 久

1 有料公園施設の名称

白鳥公園 白鳥庭園  
駐車場

2 変更内容

- (1) 平成19年11月21日（水）を供用する日に変更する。
- (2) 平成19年11月23日（金）及び平成19年11月24日（土）の供用時間について、白鳥庭園については「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 6時30分まで」に、駐車場については「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時45分から午後 7時まで」に変更する。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市選挙管理委員会告示第20号

補欠選挙の事由発生について

名古屋市議会議員中村区選挙区において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定に基づく補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成19年11月15日

名古屋市選挙管理委員会委員長 高 取 隆 吉

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第21号

名古屋市議会議員中村区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録日等について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、平成19年12月23日執行予定の名古屋市議会議員中村区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の被登録資格決定基準日、登録日及び縦覧期間を次のとおり定めた。

平成19年11月16日

名古屋市選挙管理委員会委員長 高 取 隆 吉

1 被登録資格決定基準日

平成19年12月13日

ただし、選挙人名簿登録資格者の年齢については、平成19年12月23日をもって算定するものとする。

2 登録日

平成19年12月13日

3 縦覧期間

平成19年12月14日

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第38号

名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について

名古屋市立福春小学校の通学区域の設定並びに名古屋市立福田小学校及び名古屋市立南陽中学校の通学区域の変更について次のように定め、平成20年4月1日から施行します。

平成19年11月12日

名古屋市教育委員会委員長 松 尾 隆 徳

1 名古屋市立小学校の通学区域の設定及び変更

(1) 名古屋市立福春小学校の通学区域の設定

次の区域を名古屋市立福春小学校の通学区域とする。

名古屋市立福田小学校の通学区域の内、南陽町大字福田字大儘、東蟹田、西蟹田、八百島二丁目1701番の1から1702番まで、1901番、2101番から2113番までの各地番、春田野一丁目、春田野二丁目、春田野三丁目

(2) 名古屋市立福田小学校の通学区域の変更

名古屋市立福田小学校の通学区域から名古屋市立福春小学校の通学区域を除く。

2 名古屋市立中学校の通学区域の変更

次の区域を名古屋市立南陽中学校の通学区域に加える。

名古屋市立福春小学校の通学区域

教育委員会事務局総務部施設課

名古屋市教育委員会告示第39号

個人演説会等に係る公営施設設備及び費用額について

平成19年名古屋市教育委員会告示第12号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項の規定に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び同令第121条の規定に基づく個人演説会等の施設の公営のために公職の候補者等が納付すべき費用の額についての告示）の一部を次のように改正し、平成19年11月14日から施行します。

平成19年11月14日

名古屋市教育委員会委員長 松尾隆徳

個人演説会等公営施設設備及び費用額の表中

「

名古屋市 緑生涯学習センター 大高分館※	ホール	453	椅子 504脚 504人	有	有	有	2,400	2,400	4,800	3,000	5,400
----------------------------	-----	-----	-----------------	---	---	---	-------	-------	-------	-------	-------

」

及び

「※名古屋市緑生涯学習センター大高分館で拡声機を使用した場合の費用額は、午前、午後または夜間のそれぞれの区分による使用にあたっては500円、午前・午後または午後・夜間のそれぞれの区分による使用にあたっては1,000円を、この表の額に加算した額とする。」を削る。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市上下水道局告示第12号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成19年11月16日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び関係の名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

名古屋市上下水道局長 西 部 啓 一

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日  
平成19年12月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
千種区	月ケ丘	3丁目	一部	北区名城一丁目 名古屋市上下水道局名城 下水処理場
港区	新船町	1丁目	〃	港区宝神四丁目 名古屋市上下水道局宝神 下水処理場
	野跡一丁目		〃	〃
守山区	瀬古一丁目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山 下水処理場
緑区	有松町	桶狭間・畔道 桶 狭間・上ノ山 桶 狭間・権平谷 桶 狭間・神明廻間 桶狭間・高根 桶 狭間・幕山 桶狭 間・又八山	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海 下水処理場
	大高町	川添	〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局柴田 下水処理場

	黒沢台三丁目		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海 下水処理場
	黒沢台四丁目		〃	〃
	鳴海町	大清水 諸ノ木	〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

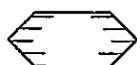
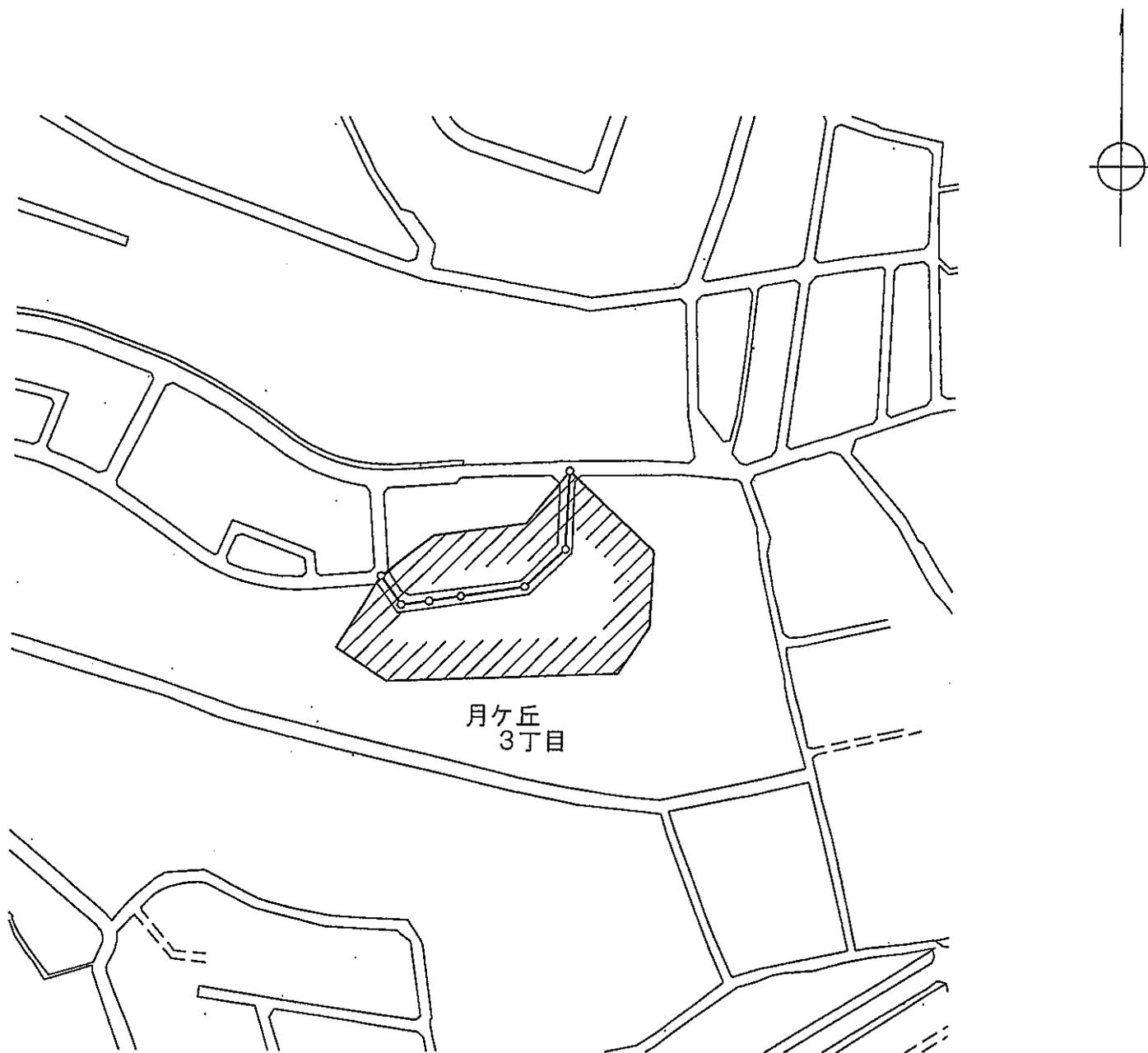
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	千種区 港区 守山区
分流式	緑区

# 排水施設の位置図

千種区（合流式）



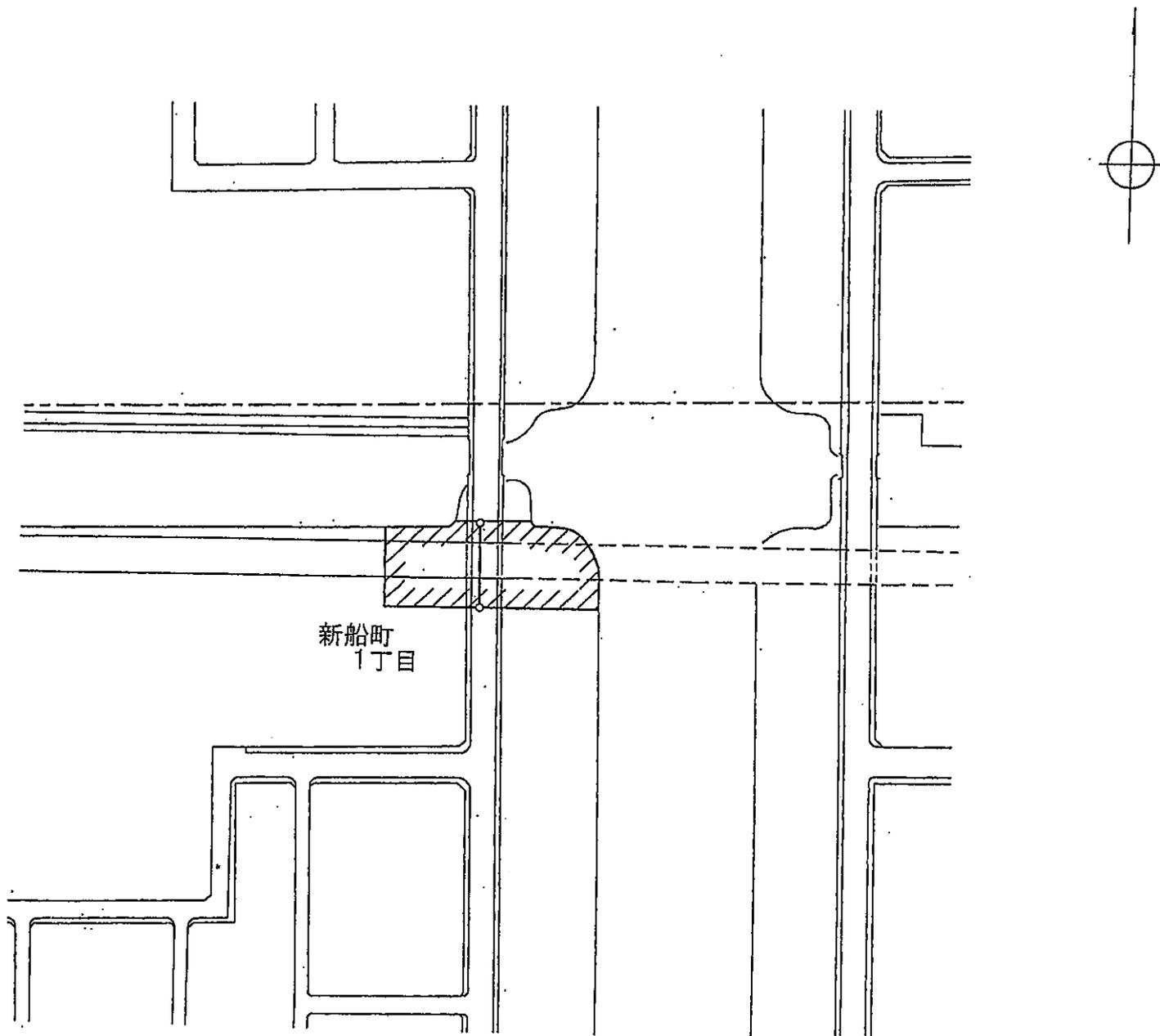
供用開始区域



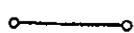
供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

港区（合流式）No. 1



供用開始区域



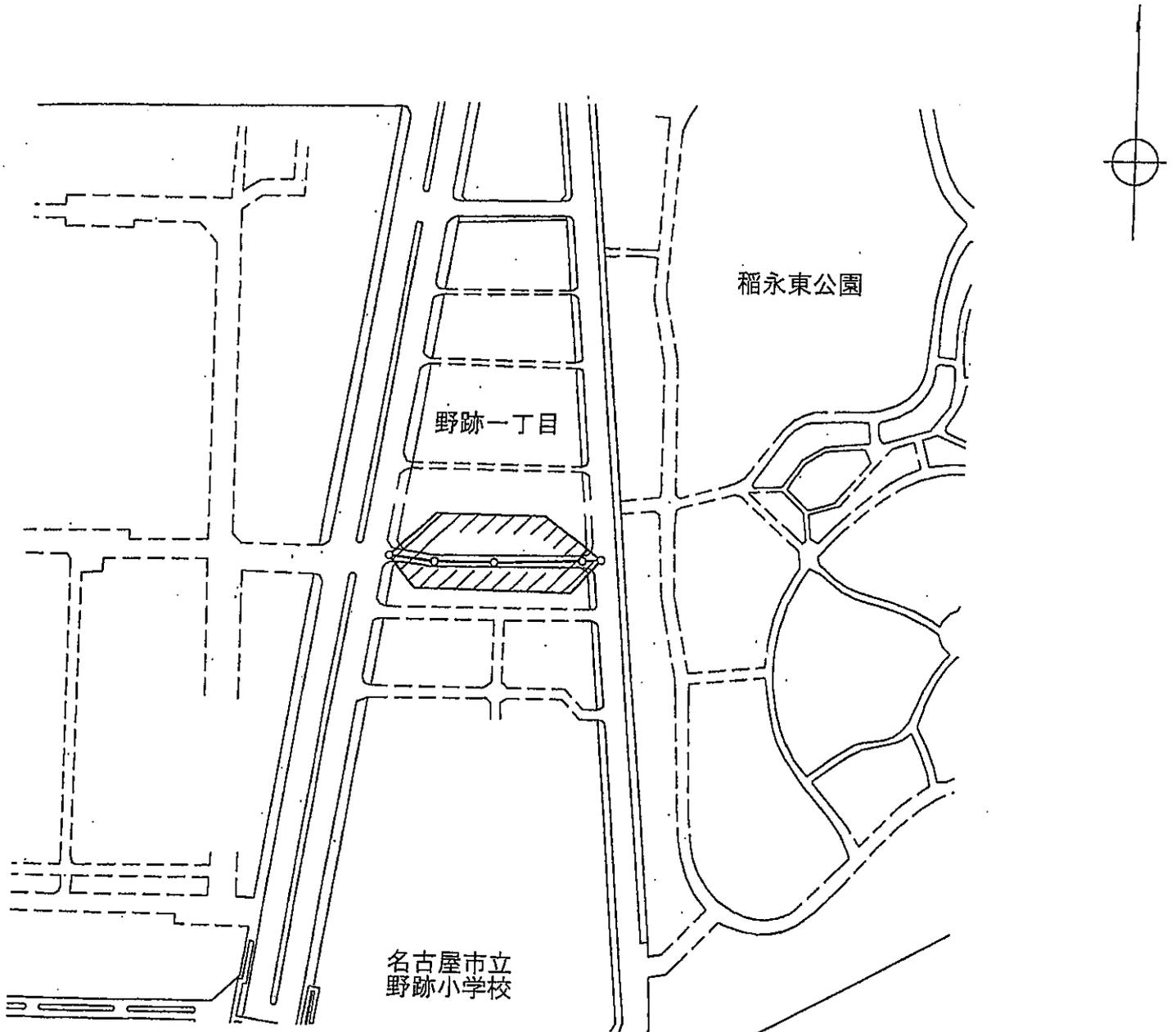
供用及び処理を開始する下水道



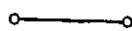
区界

# 排水施設的位置図

港区（合流式）No. 2



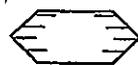
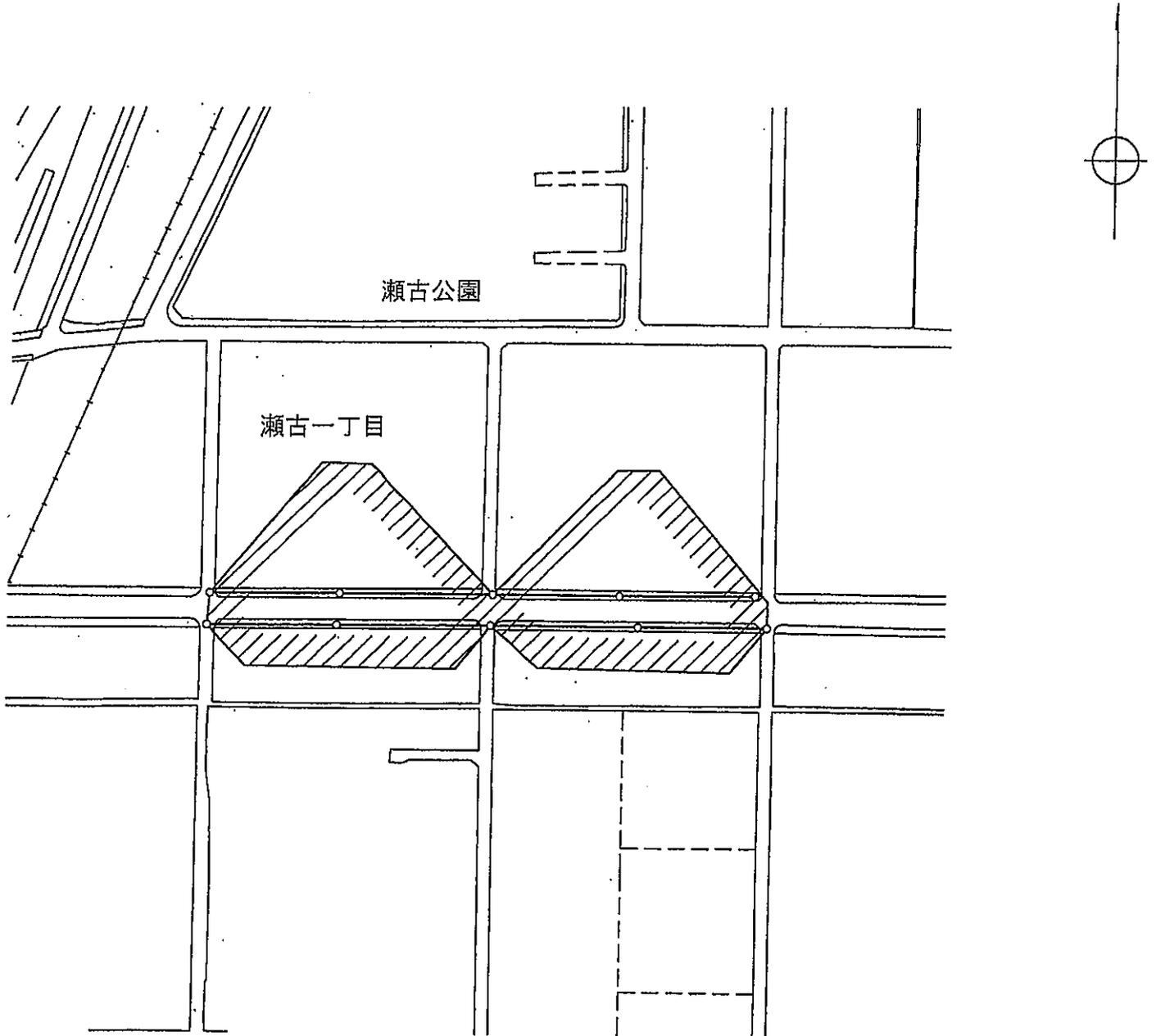
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

守山区（合流式）



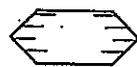
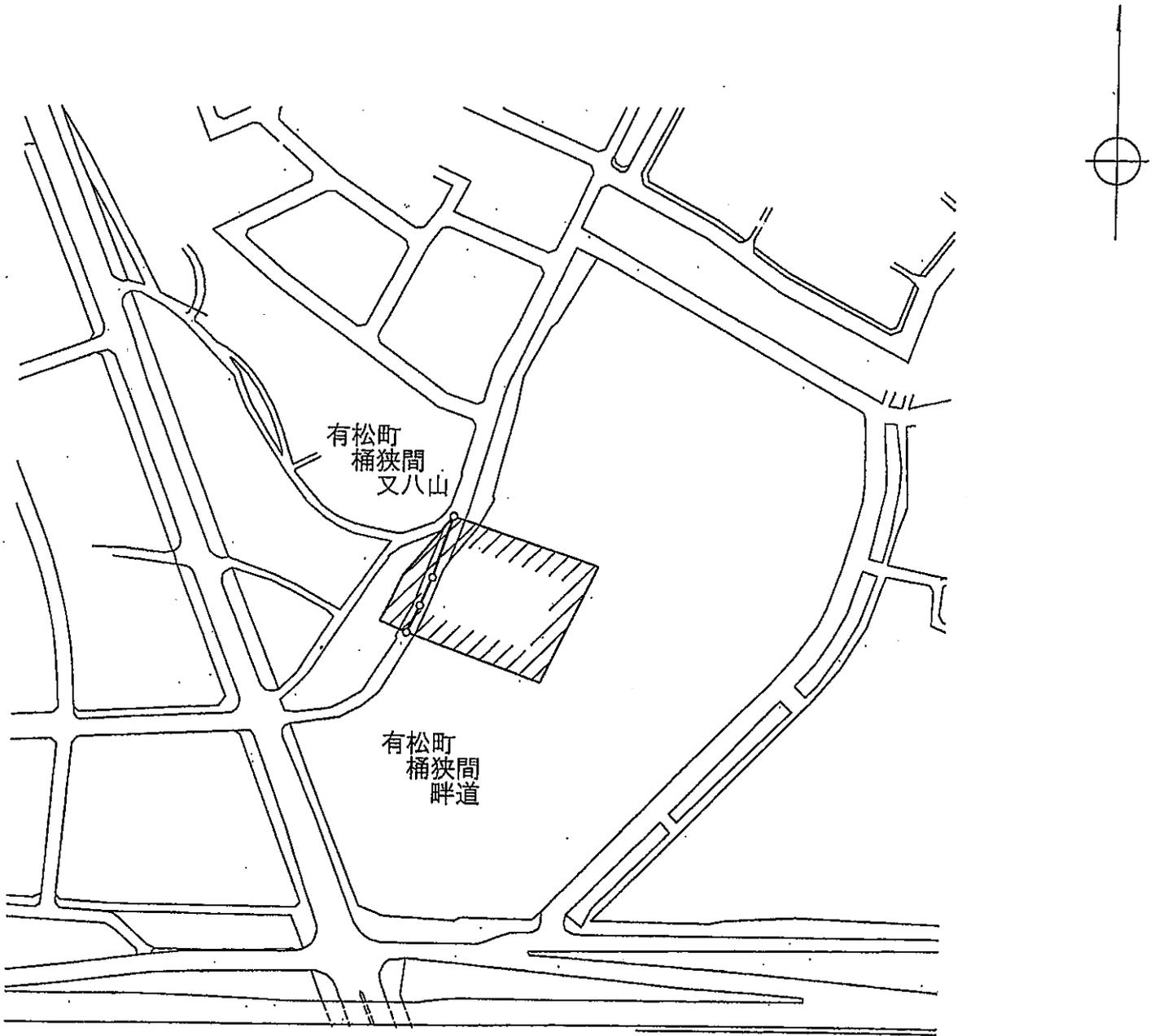
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1



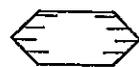
供用開始区域



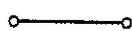
供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2



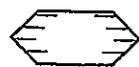
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 3



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 4



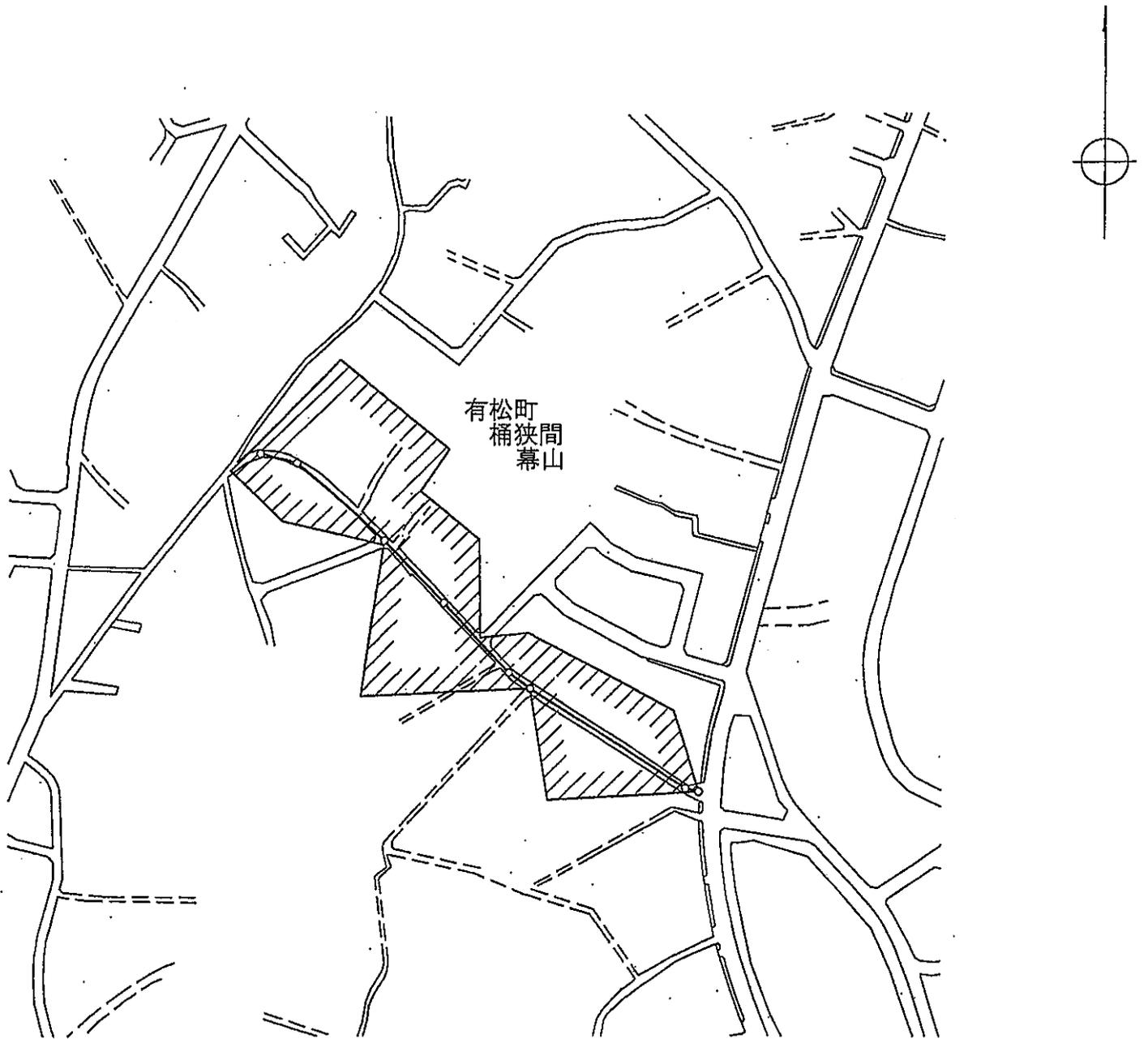
供用開始区域



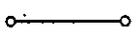
供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 5

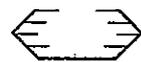
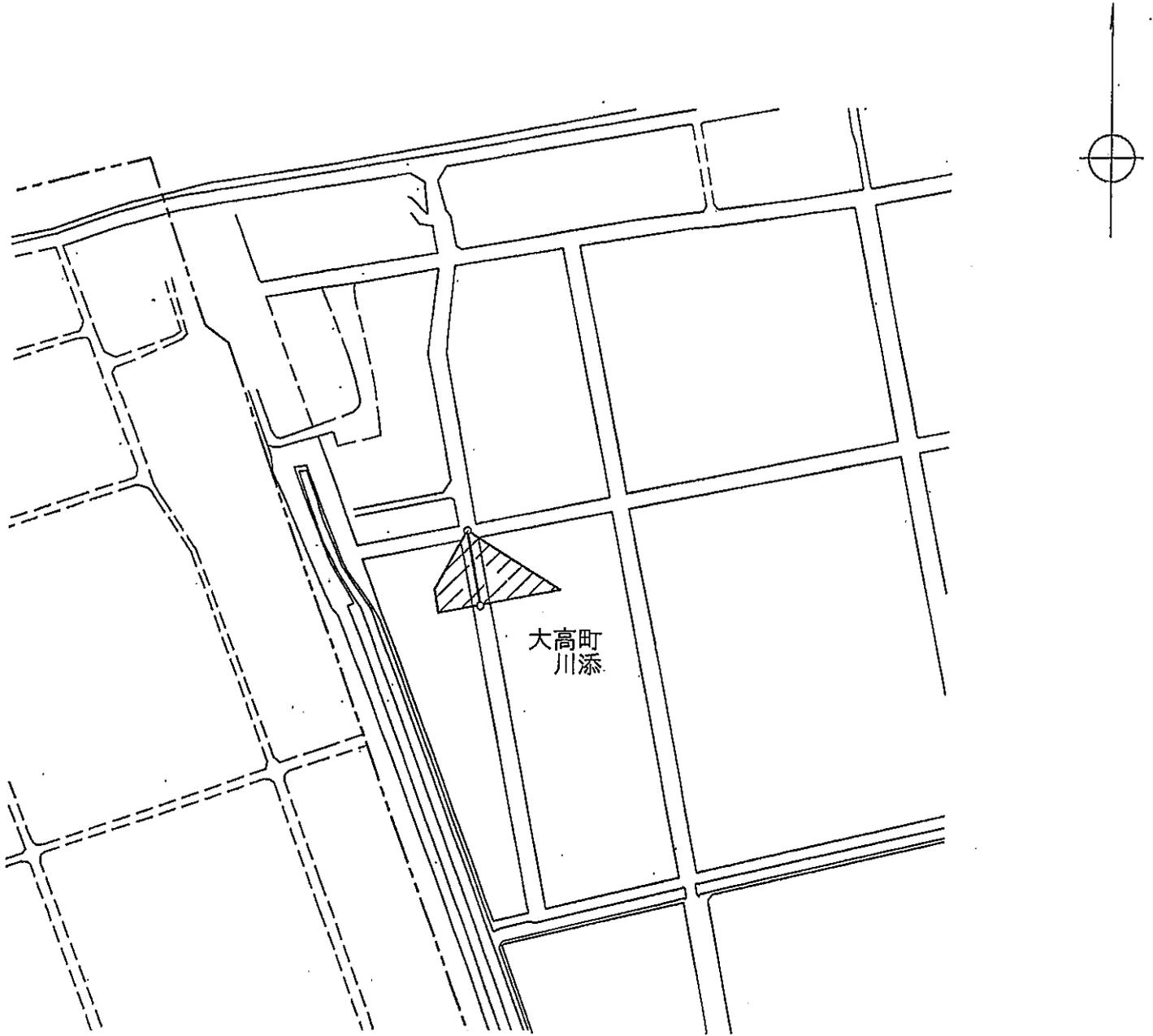


 供用開始区域

 供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 6



供用開始区域



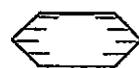
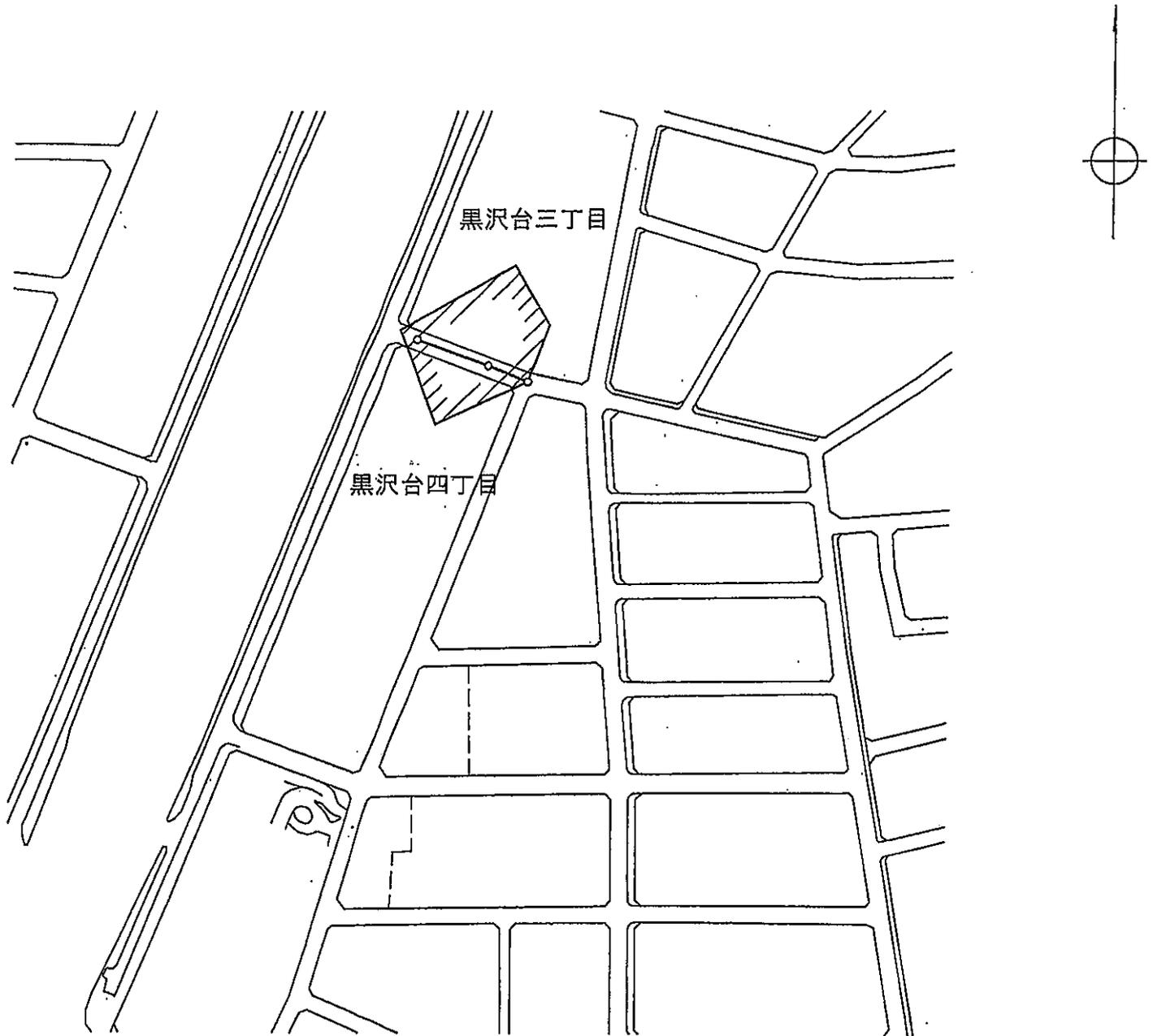
供用及び処理を開始する下水道



市界

# 排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 7



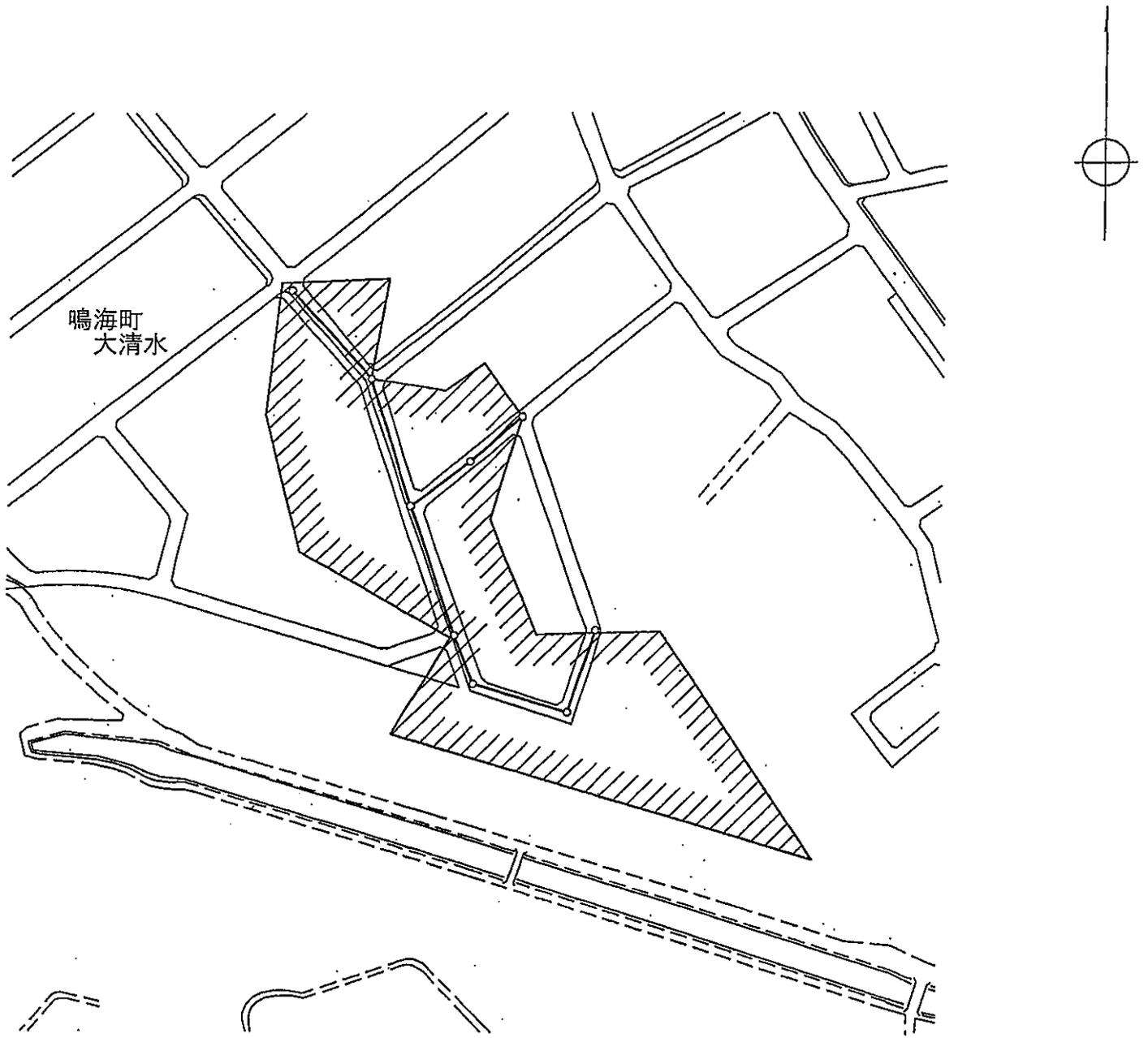
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 8



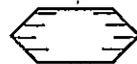
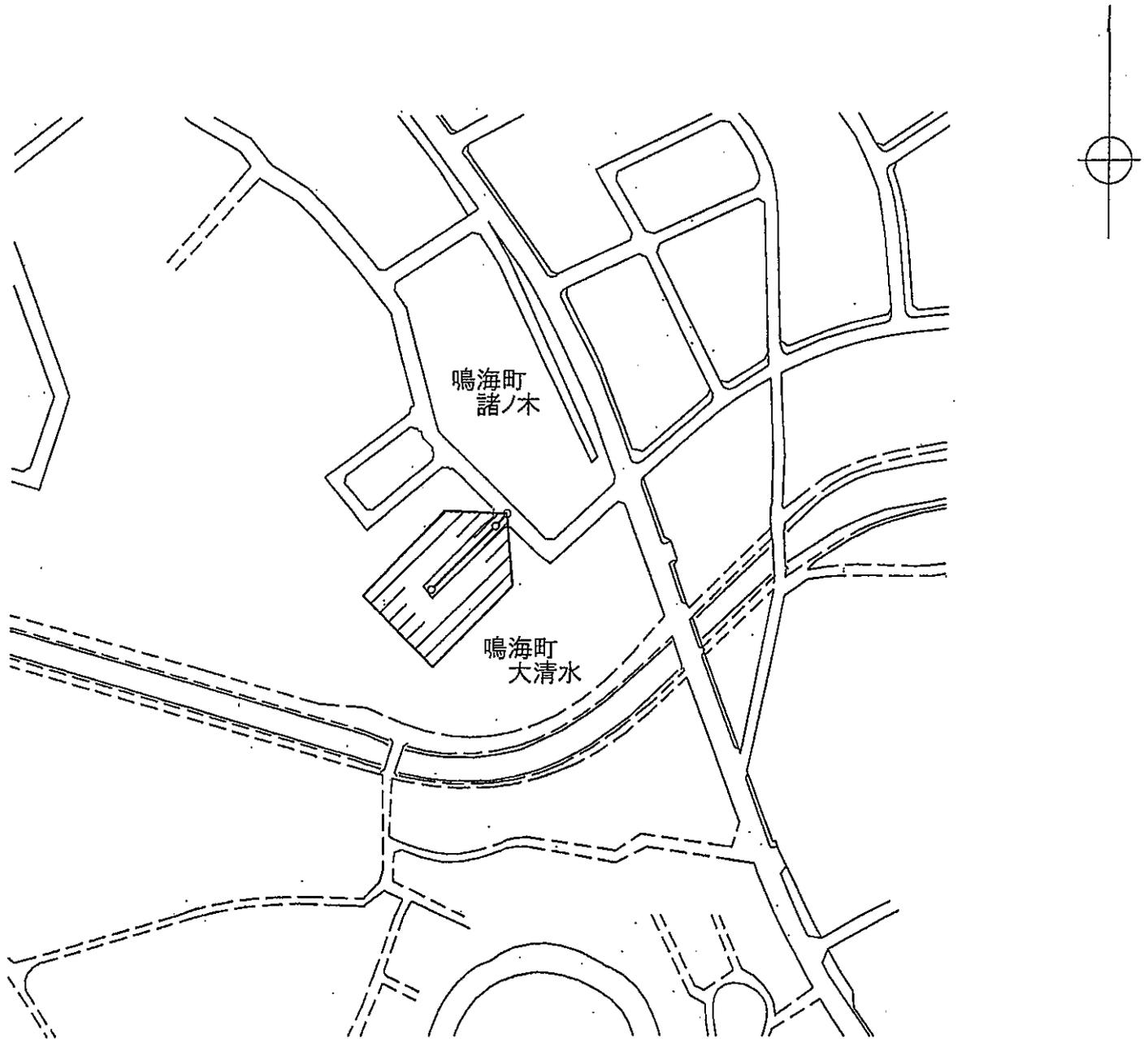
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 9



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

名古屋市交通局管理規程第39号

初任給、昇格及び昇給等に関する規程及び初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部を次のように改正する。

平成19年11月15日

名古屋市交通局長 吉井信雄

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正)

第1条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3学歴免許等資格区分表1大学卒の部(4)大学6卒の項中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改める。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第2条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「第47条、第56条又は第57条第2項」を「第57条、第90条又は第91条第2項」に改める。

附 則

この規程は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

## 名古屋市交通局管理規程第40号

乗合自動車乗車料条例施行規程及び高速電車乗車料条例施行規程の一部を次のように改正する。

平成19年11月15日

名古屋市交通局長 吉井信雄

(乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

第1条 乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号)の一部を次のように改正する。

第4条本文中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条」を「第134条」に改め、同条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「700時間」を「680時間」に改める。

(高速電車乗車料条例施行規程の一部改正)

第2条 高速電車乗車料条例施行規程(昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第4号本文中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条」を「第134条」に改め、同号ただし書中「700時間」を「680時間」に改める。

第34条第1号中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条」を「第134条」に改め、同条第2号中「第82条の2」を「第124条」に改める。

附 則

この規程は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年11月12日

名古屋市長 松原武久

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー志段味店

名古屋市上志段味特定土地区画整理地内83街区

### 2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

#### (1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 180番地の 1

#### (2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 180番地の 1
中部薬品(株)	代表取締役 山口 眞里	岐阜県多治見市高根町 4丁目29番地
(株)三洋堂書店	代表取締役 加藤 和裕	名古屋市瑞穂区新開町18番22号

### 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 7月 3日

### 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,804平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

237台

(2) 駐輪場の収容台数

179台

(3) 荷さばき施設の面積

408平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

66立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)バロー	午前10時00分（年間60 日間は午前 9時30分）	午後 9時30分
中部薬品(株)		
(株)三洋堂書店	午前10時00分	午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9時30分から午後10時00分まで（年60日は午前 9時00分から午後10時00分まで）

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

5箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

平成19年10月29日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成19年11月12日から平成20年 3月12日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、12月31日、1月 2日及び同月 3日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

平成20年 3月12日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年11月14日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターコーナン名古屋市港区店  
名古屋市港区南十番町 1丁目 1番 1 外13筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後			変 更 年月日
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所	
—	—	—	(株)ハニー ズ	代表取締役 江尻 義 久	福島県い わき市鹿 島町熊字 七本松27 番 1号	平成19年 9月21日
—	—	—	(株)チヨダ	代表取締役 舟橋 政 男	東京都杉 並区成田 東四丁目 39番 8号	平成19年 9月21日

—	—	—	(株)マック ハウス	代表取締役 栗原 勝 利	東京都杉 並区梅里 一丁目 7 番 7号	平成19年 9月21日
—	—	—	(株)セリア	代表取締役 河合 宏 光	岐阜県大 垣市外渚 二丁目38 番地	平成19年 9月27日

### 3 変更の日

上記 2で既述

### 4 変更した理由

入店のため

### 5 届出の日

平成19年10月18日

### 6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

### 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成19年11月14日から平成20年 3月14日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、12月31日、1月 2日及び同月 3日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

### 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成20年 3月14日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

## 公 告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項の規定に基づき名古屋市農業委員会農地部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成19年11月16日

名古屋市農業委員会農地部会長 上 田 幸 雄

### 1 開催日時

平成19年11月20日（火） 午後 2時

### 2 場所

名古屋市役所西庁舎 12階 第18会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

### 3 議案

第74号議案 農地法第3条の規定による所有権移転申請書の審議について

第75号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第76号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第77号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について